

# 小樽市自殺対策計画（仮称）について（概要）

## 1 計画の趣旨

○「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指して、関係機関が自殺対策を総合的かつ効果的に進めていくために策定。

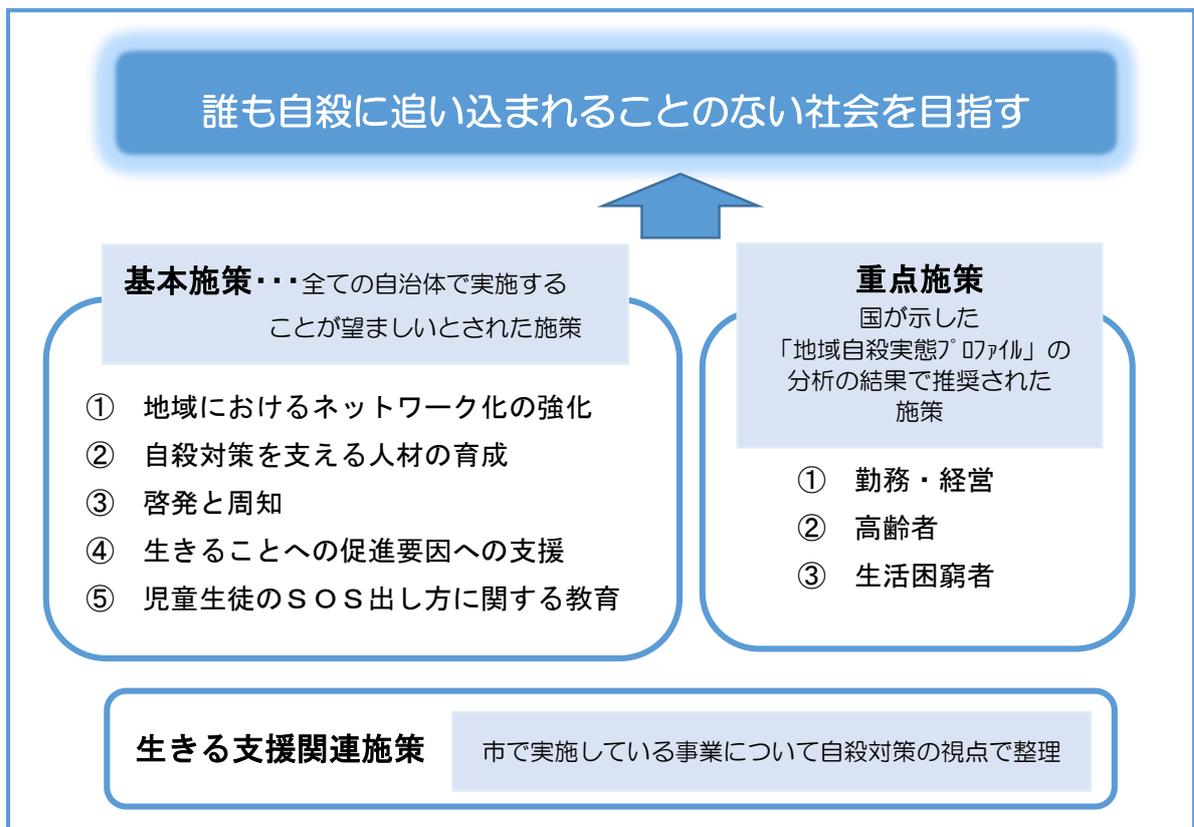
## 2 計画の位置づけ

○自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定する自殺対策計画。  
○自殺総合対策大綱、北海道自殺対策行動計画、小樽市総合計画、小樽市健康増進計画等との整合性を図り策定。

## 3 計画の期間

○小樽市健康増進計画の期間と整合性を図るため  
平成31年度から新元号4年までの4年間とする。

## 4 計画の推進



## 5 基本施策

① 地域におけるネットワーク化の強化	行政、関係団体、民間団体等が相互に連携・協働する仕組みを構築して、ネットワークを強化していく。
② 自殺対策を支える人材の育成	様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に気づいて支えるための人材の育成をしていく。
③ 啓発と周知	自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を図る。
④ 生きることの促進要因への支援	生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)を増やす取組を通じて「生きることの包括的な支援」を推進する。
⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	困難やストレスに直面した児童・生徒が、信頼した大人に助けの声をあげられるよう取り組んでいく。

## 6 重点施策

① 勤務・経営	職場におけるメンタルヘルス対策を推進していく。
② 高齢者	高齢者は、身体的、心理的、生活環境等の変化が生じる時期にあり、閉じこもりや抑うつ状態になりやすい傾向がある。孤立・孤独に陥りやすいため、居場所づくりや社会参加を促進していく。
③ 生活困窮者	健康問題、多重債務、労働、依存症、労働等の多様な問題を複合的に抱えていることが多く、自殺リスクが高いため、関係者が連携して必要な支援を実施する。

## 7 推進体制

- 小樽市自殺対策協議会・・・関係機関等で構成し、計画の策定、自殺対策の推進について協議
- 小樽市自殺対策推進会議・・・庁内の関係部署で構成し、庁内の横断的体制を整え、自殺対策を総合的に推進